

指定管理者制度導入施設の管理運営検証結果【検証シート】

		管理No.	
施設の名称	加茂港緑地及び加茂レインボービーチ	指定管理者	(一財) 鶴岡市開発公社
所在地	鶴岡市今泉字大久保地内	県担当課	空港港湾課
指定期間	平成30年4月1日 ~ 令和5年3月31日		
検証期間	令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日	(電話番号)	(023-630-2625)

検証項目	指定管理者による自己検証	県(施設所管課)による評価・検証	
1 仕様書等に沿った管理・運營業務の履行状況			
① 管理・運營業務の履行状況	・加茂港緑地及び加茂レインボービーチ管理業務仕様書に基づいて業務を施行してきました。 ・隣接する加茂水族館と連携して管理を行ってきました。	評 価	<<評価の理由>> 協定書や仕様書に基づき、施設設備の管理、保守点検及び施設利用の調整について、適正に実施されている。
② 管理・運営上の課題、問題点(改善すべきこと)	・経年劣化により設備に修復等が必要な箇所は見られますが、運営上に特段の課題・問題点はありません。	<<課題等の原因分析>> 施設の経年劣化により不具合が生じている。	
課題、問題点への今後の対応	問題発生時はその都度、県港湾事務所と調整し、今後の修繕・対応計画を検討していく。		
2 利用者からの要望等への対応			
① 意見・要望等及びその対応状況	・意見・要望等はありませんが、住宅地に隣接していることから、地域住民への配慮と施設の安全性を確保するため日々巡回を行ってきました。また、繁忙期には駐車場内での事故防止のため誘導員を配置してきました。	評 価	<<評価の理由>> 加茂水族館と隣接し、加茂水族館の利用者が本施設を利用していることから、適切な対応であると評価できる。
意見・要望等への今後の対応	問題発生時はその都度、県港湾事務所と調整し、今後の対応計画を検討していく。		
3 指定管理者制度活用の効果			
① サービスの向上	・毎日トイレの清掃・管理を行ってきました。 ・夏期にコロナウイルス対策を講じながら海水浴場を開設しました。 ・海水浴場のパーゴラにはシートを掛けて日陰を作り、利用者の憩いの確保に努めてきました。	評 価	<<評価の理由>> 新型コロナウイルス感染症の影響で施設使用に制限がある中でも最大限の対応で利用者の利便性向上を図っている。
② 経費の節減	・効率性を考慮して、加茂水族館職員及び公社職員の双方で施設全般を管理してきました。	評 価	<<評価の理由>> 環境整備や施設清掃等について、施設管理者自らが実施し、経費削減に努めている。
③ その他(地域の活性化、雇用の確保等)	・海水浴場の開設については、地域と連携を図るため加茂地区自治振興会に運営を委託しました。	評 価	<<評価の理由>> 新型コロナの影響で施設使用に制限がある中でも最大限の対応で地域貢献に努めている。地元住民の協力を得て経費削減に努めている。
総合的な評価	施設の経年劣化等の問題を抱えながらも、地域の協力を得て地域の活性化に向けた施設運営に努めていると評価できる。		

【評価指標】

- A : 仕様書等に定める水準を上回っている等、優れた対応がなされている。
- B : 概ね適正に実施されている。
- C : 部分的に改善等を要するところがあるが、既に対応済み又は対応見込みである。
- D : 仕様書等に定める水準に達しておらず、大いに改善を行う必要がある。

注) 検証項目については、施設の特性等に応じて適宜追加することができるものであること。